

# 「ありがとう」と 言ってもらえる **相続** のすゝめ

保険編

相続の手帖

# HOME

ひろせ事務所通信 [ほおむ]

VOL.12  
SPRING 2022  
APRIL



(やすこ)  
あら、保子ちゃん  
お父ちゃん亡くなって  
ほんま残念やったね。。。  
お葬式や手続きとか  
大変やったんちゃう？



父 油井権三  
(ゆいこんぞう)



それがね、お父ちゃんの  
生命保険の受取人が私やったから  
(他に相続人がいたけど) すぐ保険金が  
もらえて、急な葬儀費用にも  
困らんかったんよ。  
あと、節税にもなるしね。

節税になるの？



もう1人の相続人  
兄 険太郎  
(けんたろう)

## 「相続における保険」

### この3つのポイントをおさえておこう！



#### 1 財産の承継がとってもスムーズ

生命保険金は相続財産ではありません。なので保険金は他の相続人の同意や判子をもらう必要もなく、生前に指定されていた受取人に直接支払われます。また、相続財産ではないことから、遺留分の対象にもなりません。他の相続人と揉めることがなくていいですね！

#### 2 納税資金を確保できる

生命保険金は現金で支払われるので、まとまったお金を手元に置くことができます。相続税がかかる場合にも安心ですね！

#### 3 節税対策になる

相続税の計算においては、生命保険も課税の対象となります。しかし、生命保険には非課税枠(500万円×法定相続人数)があるので賢く使うと相続税の節税にも有効です！



相続対策で大切なことは

- ①スムーズに財産が引継げること
- ②納税資金が確保できること
- ③最後に節税 です。

実は、生命保険ってこの3つの要素すべてを満たしていて相続対策にピッタリ。生命保険の利点を生かして「遺言」や「生前贈与」と組み合わせるのもおすすめです。ご自身の希望を叶えつつ、残されたご家族にとって、円満な相続になるよう、さまざまな視点から「生前対策」を考えておきたいですね。

